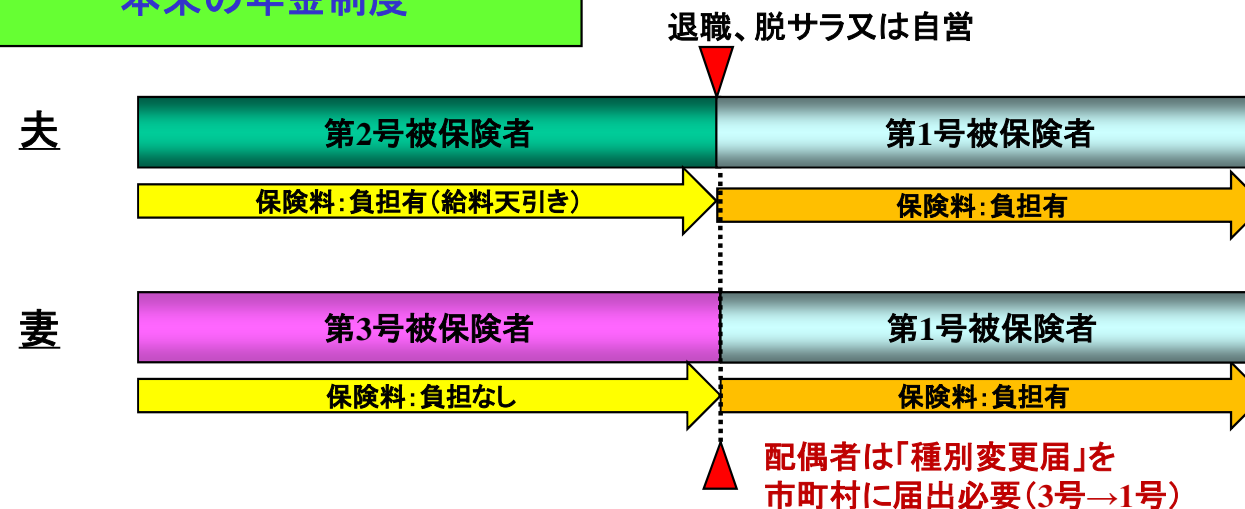


専業主婦の年金記録(運用3号)問題-1

(2011/3/9 作成)

専業主婦らの年金切り替え(種別変更届)漏れ問題で、厚生労働省は一旦は救済策を実施するも「不公平」・「法改正必要」との指摘をされ、急きよ手続きを停止した。
しかし、一部対象者は救済策をすでに受けていたり、救済策実施前の年金減額措置や過払い措置なども含め新たな不公平を生む形となっており、新たな救済策を検討している。

本来の年金制度



■第1号被保険者 (保険料負担有)

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない人。

(自営業、学生、無職の人等)

■第2号被保険者 (保険料負担有)

厚生年金保険や共済組合に加入している人。

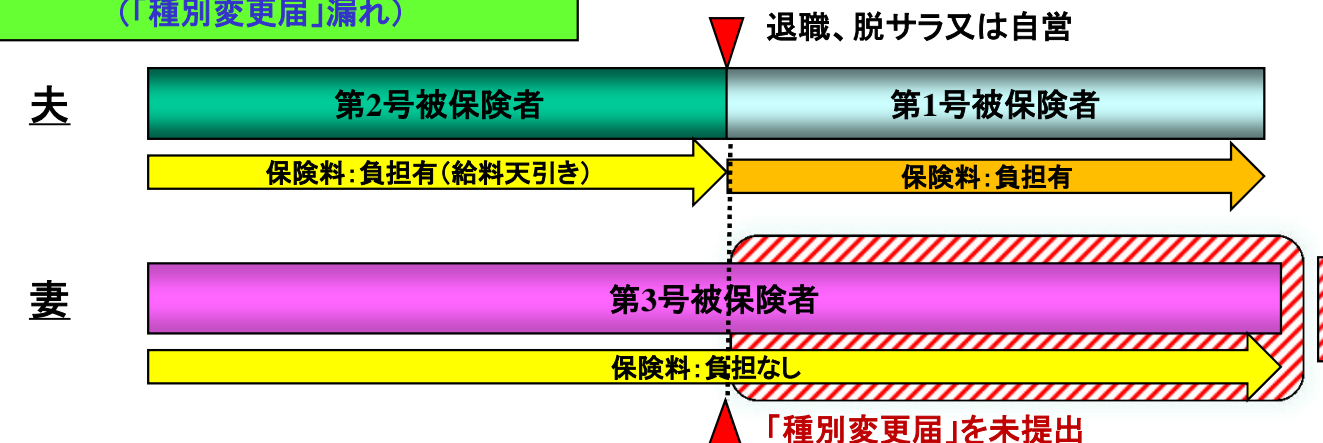
(会社や役所、学校あるいは法人に勤めている人)

■第3号被保険者 (保険料負担なし)

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。

(扶養の基準は、年収130万円未満)

年金切り替え漏れの状態 ('種別変更届'漏れ)



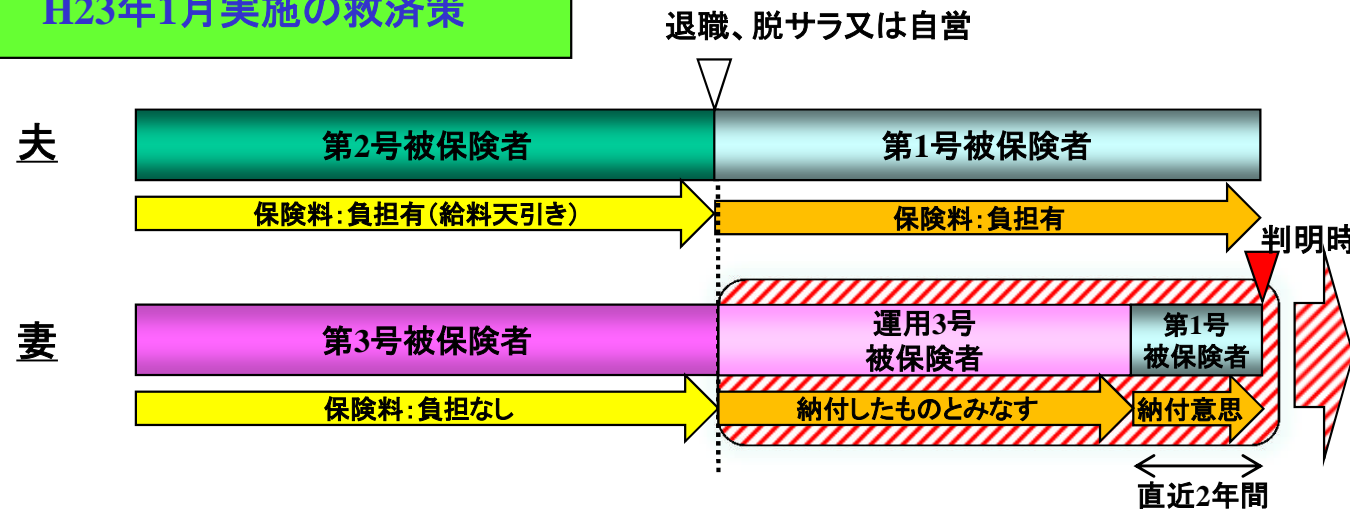
■夫が退職又は脱サラ時に「種別変更届」を未提出のため、年金記録は第3号被保険者のままで、被扶養配偶者として保険料も負担していない。

■判明時に、該当期間は**保険料未納期間**となり、未納部分の年金が減額されたり、年金を受給するための保険料納付要件を満たさない場合は(老齢基礎年金は25年)、最悪の場合無年金になることもある。

専業主婦の年金記録(運用3号)問題-2

(2011/3/9 作成)

H23年1月実施の救済策



<救済策>

時効にかからない直近2年間の保険料を第1号被保険者として納める意思があれば、それ以前も納めていたとみなす。
(運用3号被保険者)

<国民年金保険料>

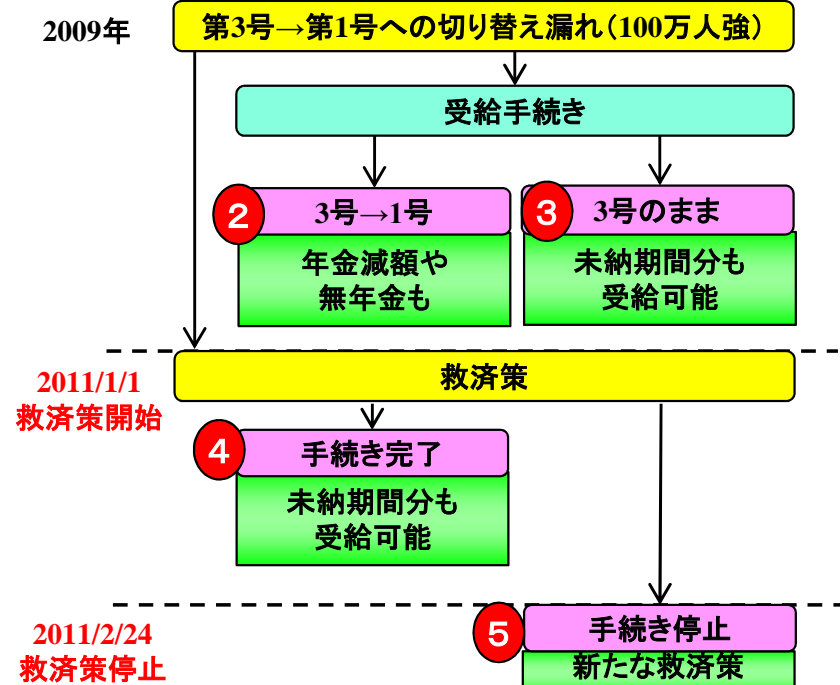
平成22年度15,100円/月
平成21年度14,660円/月

<時効>

保険料等の徴収権は、2年を経過したとき時効により消滅。(国民年金法102条)

5つの不公平感

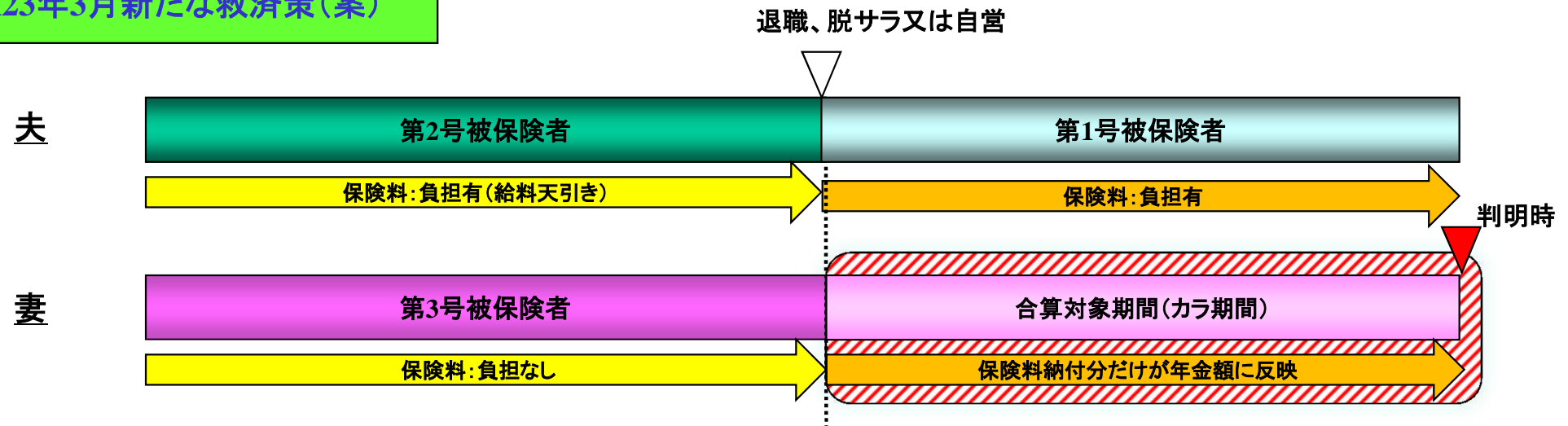
- ①本来の年金制度にのっとり正しい手続きで種別変更を行い、正しく保険料を納めた人との不公平
- ②救済策実施前に記録訂正(3号→1号)したが、保険料納付の時効により2年分しか納めることができず、未納部分の年金が減額。保険料納付要件の25年を満たすことができなく無年金に!
- ③手続きの際のチェックミス等により未納期間分も受給可能。
- ④救済策開始直後の手続き完了者は、未納期間分も受給可能。
- ⑤救済策申請するも手続き未完了者は、今救済策を受けられず新たな救済策待ち。



専業主婦の年金記録(運用3号)問題-3

(2011/3/9 作成)

H23年3月新たな救済策(案)



新たな救済策のポイント

- 「公平性」と「過去との整合性」に配慮した新たな救済策
- 法改正案は、3年間の時限立法。
- 昨年までに年金記録を訂正し、年金減額や無年金となった人も対象にする。

<昭和61年4月以降の期間での不整合期間>

- ①老齢基礎年金受給のための必要資格期間(25年以上)を満たしているかどうかの「合算対象期間(カラ期間)」とする。
- ②合算対象期間(カラ期間)の直近2年以前も含め保険料の追納を認める。追納の場合は、年金額に反映される。

<専業主婦以外のケース>

- ・夫・妻逆転のいわゆる専業主夫の場合
- ・配偶者の年収が130万円以上になった場合
今回と同様の手続きが必要です。

<必要な法改正>

- ・保険料などの徴収権は、2年を経過したときは、時効により消滅する。(国年法102条)
- ・合算対象期間(カラ期間)としての認定
(国年法附7条、60改附8条)

<保険料の追納>

- ・追納する保険料の額は、不明。(3/9現在)
(現行法では、当時の保険料の額。但し、納付すべき年度から3年を超えた分については、別途定める額(利子相当分)が加算される。)